

交運労協 FAX ニュース NO. 7

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階 発行日 2016年2月25日

TEL:03-3769-6571 FAX:03-3769-6570 発行人 高松 伸幸

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

第4回軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

運転者の運転技術のチェックについて議論！

1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受けて国土交通省が設置した「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の第4回委員会が、2月24日に開催された。

冒頭、委員長の山内弘隆一橋大学教授が「今回の事故では長年、大型バスの乗務経験が乏しい運転者が乗務していたことが明らかになったことから、運転者の運転技術のチェックをいかに強化していくかを検討しなければならない」と第4回委員会の目的を述べた後、議題の一点目として、事務局より「運転者の運転技術のチェックの強化」について説明された。指導・監督制度の見直しの方向性としては、①新たに雇い入れた全ての運転者へ適性診断を受診させるとともに、経歴・運転経験を申告させ乗務員台帳に記載②初任運転者および事故惹起運転者に対する実車訓練の義務付け③直近一年間に乗務していなかった車種区分の事業用自動車に乗務させる場合は特別な指導・監督を実施、の三点が示された。

続いて、議題の二点目として、「事業参入後の安全確保についてのチェックの強化」について説明を受けた。監査・行政処分の見直しの方向性としては、①街頭監査において運行中止に至らない違反があった場合でも、一般監査を実施し、他の運行についても確認②輸送の安全に関わる重大違反が確認された場合は、直ちに法令違反の是正を求めるとともに、必要に応じ運行を中止・停止させる。その他の法令違反が確認された場合、是正を求めた後、早期(30日以内)に是正状況の確認を行う③民間団体を活用し、長期監査未実施事業者の法令遵守状況を確認④複数回にわたり法令違反の状態を是正・改善しない事業者に対し、事業停止処分・事業許可取消処分を行う⑤違反行為の悪質性や事故の及ぼす社会的影響の重大性等を勘案して処分量定を加重するとともに運行管理者資格者証の返納を命ずる⑥貸切バスの稼働率に鑑み、行政処分により使用停止とする車両数の割合の引き上げ⑦安全管理体制が不十分な貸切バス事業者への迅速・重点的な運輸安全マネジメント評価の実施、の七点が示された。

次回委員会は、3月7日に、「ハード面での安全対策の強化」を検討課題として議論する予定である。